

(支部)

表彰規程

昭和49年 4月 1日 制定
昭和62年 2月17日 改正
平成 9年 2月14日 改正
平成10年11月30日 改正
平成18年 2月 7日 改正

第 1 条 この表彰は、建設業における労働災害の防止に顕著な貢献がみられた会員会社、工事現場、団体及び個人について、支部長が表彰状を授与して行う。

第 2 条 表彰の種類は、次のとおりとする。

1. 安全優秀賞
2. 安全功労賞
3. 安全優秀職長賞

第 3 条 安全優秀賞は、労働災害の防止に優秀な成績をおさめ、建設業における安全衛生水準の向上に顕著な貢献がみられた会員会社、工事現場、専門工事業者及び団体(「災害防止協議会等の団体」をいう)に対する表彰とする。

第 4 条 安全功労賞は、建設業に関する安全衛生活動を活発に実践し、当該地域または関係事業場の安全衛生水準の向上に功労のあった個人に対する表彰とする。

第 5 条 安全優秀職長賞は、作業員に対する安全指導が適切で、労働災害の防止活動に顕著な貢献が認められた職長に対する表彰とする。

第 6 条 この表彰は、分会長並びに団体会員が推薦したものを表彰委員会の諮問を経て支部長が行う。

第 7 条 支部長は、特に必要と認める場合には、前条に定める以外のものを表彰委員会の諮問を経て表彰することができる。

第 8 条 この規程による表彰の基準は、別に定める。

《附則》

第1条 この規程は、平成18年2月7日から施行する。

表 彰 基 準

昭和62年	2月17日	制定
平成 2年	2月21日	改正
平成 3年	2月20日	改正
平成 6年	2月16日	改正
平成 9年	2月14日	改正
平成10年11月30日		改正
平成18年	2月 7日	改正

表彰規程第8条による表彰の基準を次のとおり定める。

1. 規程第3条について（安全優秀賞）

(1) 会員会社を対象とする場合

次の事項のすべてに該当するもの

- ① 安全衛生管理組織が合理的に整備され、有効に運営されていること。
- ② 会員会社と専門事業者が安全衛生活動について積極的に協力していること。
- ③ 表彰する年の4月1日の直前1年間において完成した建設工事高が100億円未満であって、次表の年間完成工事高に応じるそれぞれの期間において無災害(休業4日以上)の災害がないこと)であること。

年 間 完 成 工 事 高	無災害である期間
～ 50億円 未満	3 年
50～100億円 未満	2 年

(2) 工事現場を対象とした場合

次の事項のすべてに該当するもの

- ① 安全衛生管理組織が合理的に整備され、有効に運営されていること。
- ② 会員会社と専門事業者が安全衛生活動について積極的に協力していること。
- ③ 前年4月1日から表彰する年の3月末までの間において完成した請負金額が5億円以上の建設工事であって、全工期無災害(休業4日以上)の災害がないこと)であること。

(3) 団体を対象とする場合

次の事項のすべてに該当するもの

(支部)

- ① 団体における組織が確立され、かつ10年以上の活動実績を有し、円滑な運営が行われていること。
- ② 団体において労働災害防止計画が具体的に樹立され、その実施状況が特に良好であること。
- ③ 団体に加入している会員事業場において、過去3年間に死亡災害及び重大災害がなかったこと。

(4) 専門工事業者を対象とする場合

会員会社または団体会員の安全衛生管理指針を守るとともに、自らも積極的に安全衛生対策を講じ、建設工事現場の労働災害防止成績が優秀であり、過去3年間に死亡災害及び重大災害がなかった専門工事業者であること。

2. 規程第4条について (安全功労賞)

(1) 委員会委員等

4年以上、支部役員・分会役員・団体会員役員・委員会委員等として、安全衛生活動を活発に実践し、当該地域または関係事業場の安全衛生水準の向上に功績のあった者。

(2) 安全衛生推進者等

5年以上にわたり、会員会社の建設工事現場等において安全衛生関係の業務に従事し、事業場の安全衛生水準の向上に貢献した者。

3. 規程第5条について (安全優秀職長賞)

会員会社の施工する工事現場に所属する専門工事業者の職長または団体会員に所属する会社の職長であって、次の事項すべてに該当する者。

- ① 作業の実務において作業員の直接指導監督にあたる者。
- ② 職長として経歴が7年以上の者であって、工事現場の安全衛生水準の向上に貢献した者。
- ③ 本人の担当した工事現場において、過去3年以上無災害であること。

4. その他

(1) 表彰の概数は、毎年度これを定める。

(2) 各賞の推薦書は、別に定める。

5. 本基準に定めのない事項については、表彰委員会の定めるところによる。

《附 則》

この基準は、平成18年2月7日から施行する。